

「告訴・告発センター」を設置しました

平成25年4月1日から、警察本部と各警察署に設置した「告訴・告発センター」で告訴・告発を受付します。

◎ 告訴・告発とは？

- 告訴は、被害者、被害者の法定代理人（未成年者の場合は親権者）、被害者が死亡した場合の配偶者・直系親族等が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める行為です。告訴権者以外の者は告訴をすることができません。
- 告発は、告訴権者以外の第三者が、捜査機関に対して、犯罪事実を申告し、犯人の処罰を求める行為です。
- 警察安全相談、困りごと相談、事件・事故の届出、被害届とは違います。
- 電話、メール等での告訴・告発はできません。
- 匿名での告訴・告発はできません。

◎ 犯罪事実の申告とは？

- 告訴・告発をする方から、いかなる犯罪か特定できる程度に、いつ、どこで、誰が、誰に、どのように、何をされたかなどを説明していただくことです。

◎ 犯人の処罰を求める意思表示とは？

- 犯人に刑事処罰を求める積極的な意思表示が明示されているということです。
賠償や補償を求めることではありません。

◎ 告訴・告発の手続は？

- 基本的に、警察本部又は警察署に来庁していただいて手続を行います。
- 望ましい形は、「告訴状」・「告発状」と題する書面と関係資料を直接提出（持参）していただくことです。
- 虚偽の告訴・告発をした場合は、罪に問われることがあります。

★ 告訴・告発の要件、手続、権利等の詳細については、警察本部又は最寄りの警察署へ問い合わせてください。

電話では、告訴・告発に関する問合せ、来庁される際の日程調整を受付します。それぞれの代表番号に電話していただき、「告訴・告発センターに問合せしたい。」とお話し下さい。